2016. 10
通巻 第136号

えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultantz

面河渓

contents

労働安全衛生研修会に参加して 1
中国・四国地域協議会　社会保険労務士研修会 3
理事会だより 4
みかけによ欄 5
フレッシュ会員広場 8
新入会員紹介 11
社会保険労務士倫理綱領 15

愛媛県社会保険労務士会

労働安全衛生研修会に参加して

中予支部　岸　本　千登世

8月2日に開催された、平成28年度労働安全衛生の研修会に参加しました。日本フルハップの橋本佳津穂さん、愛媛産業保健総合支援センターの田中朋子さん、四国がんセンター副院長の谷水正人先生、同センター医療ソーシャルワーカーの閏木裕美さんが、それぞれの立場から中小企業への支援制度、職場のメンタルヘルスやがん患者の就労支援についてお話し下さいました。

職場でメンタルヘルスの問題が起きたとき、医療や社会制度だけで解決できるのではなく、それに加えて、労使共に人間の成長があってこそ解決に繋がり、職場が進化するというお話でした。近視眼的に法律や制度だけにとらわれがちな私ですが、このことを忘れてはならないと改めて感じました。

がん患者となり、治療しながら働くとき、退職するとき、治療がひと段落ついて求人に応募するときなど、がんであると判明したその瞬間から、これからについて不安に思うことや疑問に思うことがたくさんあると思います。四国がんセンターでは、がん患者に対する就労支援を熱心に取り組まれています。医療従事者ならではの専門性で、親身になって一人ひとりに寄りそい、様々な悩みを解きほぐしておられる様子から、スタッフの皆さんの熱意がひしひしと伝わってきました。私も医療や行政と連携しながら、がん患者の就労について、社労士ならではの支援を模索してゆくつもりです。

また、20～30歳代の死亡原因の第一位が「自殺」によるものであることに大変驚きました。内閣府ホームページ「平成27年版自殺対策白書」若年層の自殺をめぐる状況によると、「20歳代、30歳代共に『勤務問題』が一貫して自殺死亡率を引き上げており」、他の年齢層と比較すると「『勤務問題』を原因・動機とする自殺者数の比率は高くなっている」と示されています。今日では、非正規雇用や早期離職の問題が顕著になっています。働くことに悩みを深めている若者が増加しており、若年層に対する就労支援、職場のメンタルヘルスケアが今まで以上に必要であるといえます。

今回の研修で、職場のメンタルヘルスケアは社会全体をよくすることであること、病気になっても安心して暮らせる社会に向けて社労士の支援が期待されていることがよく理解できました。また、日本の若者の置かれている状況に思いを致しました。社労士として今後も研鑽に努める事はもちろんのこと、問題意識のアンテナを高く掲げ、意識の持ちようを磨いていかなくていけないと再確認しているところです。

平成28年度 補佐人研修会

中予支部 菊　池　公　作

平成28年９月21日、東京第一ホテル松山において松山大学法学部教授の村田毅之先生と社労士会労働紛争解決センター愛媛運営担当弁護士の大野圭介先生をお招きして平成28年度補佐人研修会が行われました。

前半は村田毅之先生による「労使紛争への社労士の新たな取り組み」と題した講義が行われました。「日本における個別的労使紛争処理制度の展開」「労使紛争処理の流れ」「社労士の労使紛争処理への関与」「労働関係民事訴訟の特徴」「弁護士との提携の重要性」「理論武装」の六つのテーマに沿って進められました。

現在の個別的労使紛争処理制度の問題点や社労士がどのように関与していくべきか、また社労士法８次改正の補佐人制度の創設について具体的な数字や資料を使ってわかりやすく解説してくださいました。

個人的に印象に残っている部分は「労働関係民事訴訟の特徴」です。労働関係民事訴訟は多額の費用がかかり、平均審理期間が14.3カ月でかなりの時間を要し、また半分は和解で裁判が終了するようです。よって民事訴訟になるまえに当事者が法的な立場を理解していたらADRのほうがいいのではないかと講義されました。

後半はコーディネーターに横本恭弘会長、パネラーに大野圭介先生と村田毅之先生をむかえて「労使紛争処理における弁護士と社労士の役割」という題材でパネルディスカッションが行われました。ディスカッションは和やかに進行し、大野圭介先生が弁護士の立場からみた労働関係民事訴訟についての意見が話題の中心でした。補佐人制度の創設によって、社労士がこれから労働関係民事訴訟にかかわっていくことになるのか今のところわからないとおっしゃっていたことが印象的でした。

今回の研修を通して、補佐人制度はまだ世間にあまり知られてないので、社労士が専門性を高めてアピールすることが重要だとわかりました。

最後になりましたが、このような有意義な研修を開催して頂いてありがとうございました。

平成28年度中国・四国地域協議会　社会保険労務士フォーラムに参加して

中予支部　一　宮　裕美子

平成28年度中国・四国地域協議会　社会保険労務士フォーラムが９月30日(金曜日）徳島県徳島市のホテルクレメント徳島において開催され、愛媛県会からは13名が参加いたしました。

徳島県会　田邉正志副会長による開会のことばで始まり、歓迎の辞（米澤和美徳島県会会長)、主催者挨拶（大谷義雄中国・四国地域協議会会長)、来賓祝辞（飯泉嘉門徳島県知事、伊原辰雄四国厚生支局長、飯野弘仁徳島労働局長、大西健造連合会会長）をいただき、その後「働き方改革」テレワーク（ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方）をテーマとした２部構成のフォーラムが行われました。

内容は、第１部が神戸大学大学院教授　大内伸哉氏による「テレワークと労働法・雇用政策上の課題」と題した基調講演、第２部では米澤会長がモデレーターを務められ、「神山ワーク・イン・レジデンスで実践する未来の働き方」をテーマにパネリストの４名の方々とのパネルディスカッションが行われました。パネリストには、大内教授、徳島県政策創造部地方創生局神山オフィス室長、そしてすでに神山町にサテライトオフィスを開設されている(株)ダンクソフト、(株)プラットイーズえんがわオフィスからそれぞれ代表して参加され、途中、ステージの中心の画面にテレビ会議システムを使ってサテライトオフィスが写され、会話する場面もありました。徳島県の神山町は今、消費者庁の移転構想をはじめ全国的に注目を浴びており、山間部であるにもかかわらず、高速インターネットの環境が整っていて首都圏のＩＴ企業を中心に業務の一部を移し、古民家などを利用してオフィスとされているそうです。とても興味深い内容で、いろいろな生き方や働き方がすでに始まっているのだと感じました。最後に徳島県会田中康之副会長が挨拶をされて閉会となりました。

夕方の懇親会は、美味しい料理とお酒をいただきながら、本場の阿波踊りショーを堪能しました。

また、全員参加の踊りでは、大いに盛り上がり、愛媛県会の三好秀子さんが踊りの優秀賞（？）に選ばれてステージで自慢の阿波踊りを披露し会場を沸かせてくれました。

翌日のお楽しみプランでは、「神山テレワークオフィス見学コース」サテライトオフィス巡りが 用意されていました。私はゴルフに参加したため行けませんでしたが、神山町は普通の農山村にＩＴオフィスやおしゃれなフレンチレストランが並んだカオスな雰囲気の面白い町だったそうです。私も機会を作って行ってみたいと思います。

理事会だより

〔常任理事会〕
※平成28年８月18日㈭　県会事務局会議室において、第81回常任理事会を開催した。
　１　今後の運営について
　２　各委員会・支部報告

〔理事会〕
※平成28年９月７日㈬　県会事務局会議室において、第230回理事会を開催した。
　１　社会保険労務士制度推進月間無料相談会について
　２　建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との連携事業について
　３　各委員会・支部報告

委員会だより

〔総務委員会〕
※平成28年９月８日㈭　県会事務局会議室において、開催した。
　１　会報（10月号）の編集について

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。
※平成28年７月19日㈮
※平成28年８月25日㈭
※平成28年９月23日㈮
　１　リック原稿事前打ち合わせ

〔事業委員会〕
※平成28年９月９日㈮　県会事務局会議室において、開催した。
　１「みんなの生活展2016」相談員の人選について
　２「社労士月間無料相談会」相談員の人選について
　３　年金マスター研修について
　４　建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との連携事業について

〔研修委員会〕
※平成28年８月２日㈫　東京第一ホテル松山において、開催した。
　１　第１回必須研修会の役割、内容
　２　その他の研修会日程、役割などについて
　３　次期研修委員会開催日程について

※平成28年９月21日㈬　東京第一ホテル松山において、開催した。
　１　平成28年度後半研修事業予定
　２　その他の研修会日程、役割などについて
　３　次期研修委員会開催日程について

〔業務監察・広報委員会〕
※平成28年７月20日㈬　県会事務局会議室において、開催した。
　１　前回業務監察・広報委員会議事録の確認
　２　平成28年度事業予定
　３　平成28年度社労士月間（10月）の活動計画
　４　業務監察案件について

※平成28年８月22日㈪　県会事務局会議室において、開催した
　１　前回業務監察・広報委員会議事録の確認
　２　平成28年度　社労士月間（10月）の活動
　３　業務監察疑義案件

支部だより

〔東予支部〕
※平成28年７月13日㈬　東予支部役員会を開催した。
　場　所　喫茶るぴあ
　内　容
　　１　労働関係研修会について
　　２　厚生事業について

〔中予支部〕
※平成28年７月19日㈫　中予支部役員会を開催した。
　場　所　県会事務局会議室
　内　容
　　１　今後の運営及び活動方針について
　　２　５月開催支部研修の振り返り
　　３　９月開催支部会、支部研修会について
　　４　忘年会日程

※平成28年８月４日㈭　中予支部役員会を開催した。
　場　所　県会事務局会議室
　内　容
　　１　９月開催支部会・支部研修会について
　　２　厚生事業について

※平成28年９月15日㈭　中予支部役員会を開催した。
　場　所　県会事務局会議室
　内　容
　　１　９月28日開催支部会・支部研修会について
　　２　12月９日支部厚生事業について

※平成28年９月28日㈬　中予支部会･研修会を開催した。
　場　所　東京第一ホテル松山
　内　容
　支部会
　　１　連絡事項
　　２　新規入会会員紹介
　研修会
　　Ⅰ　労働関係
　　⑴　育児・介護休業給付金の手続実務について
　　⑵　求人票記載内容について
　　⑶　キャリアアップ助成金について
　　Ⅱ　社会保険関係
　　⑷　傷病手当金及び出産手当金の手続実務について
　　⑸　高額介護合算療養費について
　　⑹　短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大について
　　⑺　被扶養者認定要件一部改正について

〔南予支部〕
※平成28年９月８日㈭、南予支部労働関係研修会を開催した。
　場　所　大洲市総合福祉センター
　内　容
　　１　改正雇用保険法について
　　２　職場の健康診断と労務管理について

※平成28年10月５日㈬、南予支部役員会を開催した。
　場　所　花庄八（八幡浜）
　内　容
　　１　平成28年度今後の事業について
　　２　年末懇親会について

みかけによる欄　自転車生活

中予支部　薦　田　　勉

スポーツの秋です。ある調査によると、「○○の秋」といって思い浮かぶのは、第1位が62.4％で食欲の秋、以下、読書の秋（13.2％）、スポーツの秋（8.0％）、睡眠の秋（5.9％）←初めて聞きました‥、芸術の秋（3.8％）とのことですが皆様はいかがですか？

私は、数年前にちょっとしたきっかけで自転車と出会ってからすっかりはまっています。

春から秋にかけては、早く目を覚まして1時間余り走るのが日課になっており、冬場も含めて休日には少し長めに走っています。

自転車は、それほど運動強度が高くない（もっとも、自分で強度を簡単に調整できるので高強度の負荷をかけることも可能です）ため、手軽に誰でも始めることができるスポーツですが、実はすごい効果があります。まず、自転車に乗り続けていると間違いなく無駄な脂肪がみるみるうちになくなっていきます（私もあまりにも急にシェイプアップしたのでガンではないかと噂されていたそうです･･･）。ダイエットになるだけでなく、スタミナがつく、心肺機能が強化できる、体幹の筋肉が強化される、身体のゆがみが矯正される、汗腺が発達して汗をかきやすい体質になる、血管年齢が若返るetc.といいことづくめです。もちろん自転車に乗った後の食事もうまいです。

また、自然の中を走るので季節の植物や昆虫の変化を身近に感じられます。虫の声を聞きながら、風を切って自然の中を走るのは気分爽快です。私は基本的に重信川の河川敷を走ることが多いですが、休日は坂道にトライしたり、気が向くと遠出するなど、その時々の気分で気の向くままに走っています。

さて、いいことづくめの自転車ですが、転倒したり、交通事故に遭うことがないようにだけは注意しています。転倒して大けがをしては本末転倒なので・・・。

スポーツバイクでなくても目的がフィットネスなら、俗にいうママチャリでも十分です（ママチャリで坂道はきついでしょうが・・）。興味のある方は是非トライしてみて下さい。一緒に自転車にはまりましょう。

みかけによる欄

北海道研修ツアー

中予支部　上　田　恭　子

９月９日から９月13日までの５日間、北海道に研修旅行に行ってきました。

北海道は、私にとって37年ぶりのことで、当時は学生でした。レンタカーの中で、周りの景色に感動し、「呼吸がしやすーい！」と何度も大声で叫んだ覚えがあります。

今回の北海道では、障がい者就労支援A型事業を展開している事業所の北海道施設の見学が主な目的でした。

９月９日　大阪伊丹空港を出発し、目的地の新千歳空港に到着しました。

ちょうど台風10号が北海道を通り過ぎたところでしたが、幸いにも雨は降っておりませんでした。しかし、北海道近辺を３つも台風が通過することなど、今まで無かった事のようで、その爪痕はレンタカーの中からでも確認できました。

道東自動車道を札幌から事業所のある十勝平野の芽室町まで順調に向かっていると、突如、高速道路の案内板に閉鎖の２文字が標示されました。雨にも降られない順調な滑り出しに満足していた私にとって、高速道路の閉鎖という状況はかなり嫌な印象を覚えました。

しかし、閉鎖になっているはずのインターでは、閉鎖の様子は無く、スムーズに進めるではありませんか。直後のサービスエリアで止まり、売店の方に話を聞いてみると、ほんの少し前に通行可になったとのこと。周りを見回してみると、売店が全て閉まっておりました。何とも不思議な光景に、思わず先ほどの売店の方に声をかけると、高速道路が閉鎖になったので店を閉めてみんな帰ったという事でした。その売店も後片付けが終われば帰るという状況だったようです。

そんな不運と幸運の両方に恵まれ、無事に目的地に到着することが出来ました。

（後で聞いてみると、地道も通行止めになっていたらしく、高速道路が通れるようになるタイミングしだいでは目的地に到着することが難しかったかもしれません）

さて、前置きが長くなってしまいましたが報告です。

A型就労支援は、雇用契約に基づきながら障がいを持つ方々が一般就労を目指すことを目的とした事業です。工場ではジャガイモの皮むきから芽取りまで障がいを持つ方々が、生き生きと作業をされていました。担当の方にお話を聞くと、このような作業でもある程度のレベルまでもっていくのはとても大変なのだそうです。私には、担当者と障害を持つ方々との強い信頼関係が、仕事レベルの維持を可能にしているのだと感じました。

さらに、担当の方によると、今では障がいを持つ方々がお互いの作業レベルで目的意識を持ち、切磋琢磨しているのだそうです。具体的には、ジャガイモの皮をむく際に、少しでも無駄を減らそうと皮や芽を丁寧に取り除こうとするのだそうです。

どんな状況であれ、目的意識を持つ人間の仕事というのは、本人は勿論、その周囲にも多大な影響をもたらすのだと改めて確認することになった研修でした。

みかにより欄　フランス旅行記

中予支部　尾　﨑　壽　一

妻と私は、フランスに住んでいる息子の案内で３週間南仏等を旅行しました。様々な美しい場所を観、珍しいものも食べましたが、印象深いマルセイユを紹介したいと思います。マルセイユはフランスではパリに次ぐ人口第二の港町です。昔から交易で栄えました。写真中央のノートルダム・ド・ラ・ギャルド・バジリカ聖堂は丘の上にあり、守護神のマリア様がそこから港を見守っています。マリア様は海との縁が深く、堂内には航行の無事を祈る船の模型がたくさん飾られていました。無事航海を終えたお礼の銘板も沢山ありました。その様子は、金毘羅さんを讃岐の人達が海の神としてあがめている風習に似ていようにに思いました。

マルセイユ駅は小高い丘の上にありました。町の中心部へ行くには丘を下っていきます。新幹線も停まるほどの大きな駅が丘の上にある事に驚きました。

ヨーロッパのほとんどの国がパスポートなしで自由に行き来し、お金も共通の通貨ユーロを使っていることや、マルセイユからリヨン、パリを通って、ベルギーのブリッセルまで行く国際列車が何本も出ているのを目の当たりにして、EUは一つの国のようだと思いその自由さに感激しました。

港の朝市では、元気なおばさんが魚をさばいていました。街のスーパーでは魚の種類も少なく、しかも切り身のパック詰めしか売られていません。

魚好きの人たちは、朝市に生きの良い魚を求めて買いに来るのでしょう。大きなアンコウやマグロを見たとき、私も買いたくてうずうずしました。

マルセイユ港では、海面を占領したレジャー用ヨットのわずかな間をぬってフェリーが航行していました。港の主役が公のフェリーではなく、個人を尊重したレジャー用ヨットの係留であることに驚きました。

また、港の入り口には二つの要塞があります。沖合いに浮かぶ小島(イフ島)のイフ城と共にマルセイユの防衛拠点となったそうです。イフ城はかつて多くの政治犯の監獄として使われていました。アレクサンドル・デユマは、小説「モンテ・クリスト伯」日本名「巌窟王」を、イフ城をモチーフにして書きました。

フレッシュ会員広場

引き算の美学

東予支部　小笠原　浩　人

私は、それほどテレビを観る方ではないのですが、欠かさず観ているものにブレバトという番組があります。どのコーナーも面白いのですが俳句のコーナーは特に好きです。人気のある番組なので観ている方も多いでしょう。

はじめは、松山在住の夏井いつき先生の歯に衣着せぬ物言いと、芸能人との掛け合いが面白いという観点で観ていたのですが、そのうち、俳句自体の魅力に取り憑かれていきました。たった17文字の世界最短の定型詩は、いかに無駄を省き表現を研ぎ澄ませていくかが重要で、夏井先生の添削では、不要な表現をバッタバッタと切り伏せます。その潔さが魅力です。

私自身は、これまで、文学作品でも短編より長編を好み、試験勉強でも分厚いテキストを好み、知識を積み上げれば合格すると信じていました。仕事に関しても、集められるだけの情報を集め、知識をつけることが重要だと思っていました。いわゆる足し算の思考でした。

足し算の思考では、時間がかかり精神が疲弊し思考停止を起こしがちです。

日本では、もともと引き算の美学があり、俳句も、日本料理も、日本建築の和室も、無駄なものを極力排除し本質にフォーカスしていきます。

俳句の良さを再発見したのは、情報の洪水の中で思考停止することが多くなっていたからかもしれません。

最近は、断捨離やミニマムライフがはやり、シンプルな生活を志向する人が増えてきています。経営の世界でもパレートの法則や、エッセンシャル思考がもてはやされ選択と集中が大切であるという認識が一般化されつつあります。もちろん、何を選択するかということは重要なことではありますが・・・。

私自身も、業務を障害年金に特化するという選択をしましたが、この選択が正解であったといえるように精進していきたいと思います。

フレッシュ会員広場

私には、今の人生と運命が丁度いい

中予支部　近　藤　政　明

私の社会保険労務士への道のりは、社会に出て８年、完全にドロップアウトし、何の成果をあげることもなく、ふらふらと街をさまよっていた所から始まります。

呆然と街をさまよっていたとき、たまたま立ち寄ったのが、ある英会話教室でした。だまされ高額な料金で入会、しかし、最低のレベルから少しずつ上達していきます。そこで昔惨敗したTOEICに挑戦することにしました。結果は低いレベルですが、点数アップです。社会に出てから初めて自信らしきものを感じました。英会話教室で勉強してみよう、これが社会への復帰の第一歩となりました。そんな中、無理な就職先は諦め、地元の中小零細企業で働こうと職を探すことにしました。そして、家から歩いて五分の饅頭屋に職を得ました。パートさんの指揮をとるやったことのない仕事でした。しかし仲間に恵まれ仕事は成果が出ます。

その後も、TOEICは受けており、それを見た父親が受けてみよう、それがあらぬ方向へと向かいます。父は当然のごとく惨敗しましたが、その代わりとしてFP3級を挑戦しようと思い立ちます。３級は簡単です。合格し２級に挑戦します。これは少し難しいですが合格。そんな時、次は何に挑戦しようか父が迷っていたとき、私が目をつけていたのが社会保険労務士です。合格率の割には権限が大きい、挑戦し甲斐があるのではと。そこで父は何の勉強もせず試験を受けに高松へと向かいます。

試験監督にはベテランに見えたはずです。老境の父が、第一問目、労働基準法第一条の問題の回答がめちゃくちゃに間違っています。後ろに立って何度も何度も父の回答を見、理解できないようでした、当然惨敗に終わります。

しかし、私は試験予備校の教材が必要と考えます。DVDの教材を注文し、私も社会保険労務士に挑戦することにしました。

社会保険労務士試験は強敵でした。十分な実力で父は試験に臨みましたが、労働組合を入れ間違えて、選択０点、さすがに落ち込みます。しかし、次の年は一万人の模試で30番を取るほどに、そして合格しました。私も、朝は勉強、日中は仕事、夜は自習室で勉強、驚くほど勉強しましたが、１点差で不合格。長年の苦労と膨大な労力が報われないことに呆然としました。しかし、次の年は何とか合格しました。

その後は、上手くいったり、いかなかったりです。

なぜ私の人生苦労ばかりなのか、そんなことを考えることもありました。しかし今では、私の人生と運命は、私に丁度良かったのだとおもいます。

フレッシュ会員広場

猪　突　猛　進

南予支部　西　村　菜　実

「ママ～！！！」

保育所の先生の手を振り払い、笑顔で駆けてくる息子。

社労士登録をした直後に妊娠がわかったので、私の社労士経験値は息子と同じはず。。。

ですが９月で２歳になった息子には、脳の成長スピードで負け、息子が保育所で成長してきている間にママは社労士として成長できているのかと情けない限りです。

社労士を目指す前は銀行員として働いていました。融資・外為係として７年務めましたが、逃れたくて辞めたくての気持ちを秘め、社労士を受験しました。勿論一発合格なんてできるタイプではなく、このまま仕事を続けるより勉強に専念しようと、次の試験に向け退職を上司に相談したところ、なぜか結婚退職という話になり（とっても考え方が古いですよね)、当時の彼（もちろん現在の夫）にはまだ合格してないし、結婚できないよ。と、その後２年も待たせたのでした。(今でも笑い話？のネタにされます。)

合格するまでは社労士事務所に勤務し、最初は勤務登録からスタートしました。その後、育児休業を経て今年１月に開業登録をしたばかりです。有難いことに妊娠中からお腹の大きな私を気にかけて下さる先生方もいらっしゃり、会の行事にも淋しい思いをせず参加できています。特に南予支部の先生方はみな優しく、子供中心に業務をしていてもいつも気にかけて下さり居心地のよさに甘えてばかりで申し訳なく思っています。

社労士業務よりもほぼ子供中心の毎日の私は稀有な存在で、普段はのろまの亀でなにをするにも腰が重いですが、失敗を恐れずチャレンジしていくことが、フレッシュなうちの特権だと思い、今という瞬間を大切に、息子の成長に負けないように！と思っています。

家族に言わせれば､｢亥年生まれだからか猪突猛進でぶっとんでいることもある性格｣だそうなので、いつも自分の常識のなさと愚かさに恥ずかしくなります。また、育児を通じて気づかされることばかりです。日々猪突猛進で無駄な動きが多いですが、いつか銀行で憧れた先輩のように輝いた女性として活躍したいものです。でもそれはまだまだ先の話になりそうです。

来春には新しい家族が増える予定で、つわりで体調の悪い私に変わり、仕事から帰宅後、料理をして、子供にご飯まで食べさせてくれる主人には感謝ばかりです。受験期間中もいろいろと融通をきかせてもらっていたのにごめんよ。

またお腹が大きくなると思いますが、なるべく研修会等には参加し、いつまでもフレッシュ！！な気分でいないよう頑張っていきたいと思います。

家族旅行でグアムに行ってきました

新　入　会　員　紹　介

【氏　名】
浦戸博明（うらど ひろあき）
【支　部】
南　予
【年齢・血液型】
50歳　A型
【開業／勤務／その他】
開　業

① 社会保険労務士となった動機
社労士業務に特に関心があったわけではないのですが、50歳を前にして久しぶり（20年ぶり）に資格試験を受けてみようかなと思ったことがきっかけです。
② 自己紹介
私は積極的に人付き合いをするタイプではありませんので、活動の範囲も限られたものになりますが、地道に歩んでまいりたいと思います。
趣味は演歌や懐メロを聴くことです。
③ 今後の抱負
当面、業務委託契約の予定もありませんので、研修会等に参加させていただくことにより社労士試験に合格できる程度でしかない知識を深めていきたいと思います。
④ 会への意見・要望
ホームページの会員紹介の中には、労務管理士と類似する名称やコンサルティング会社のような名称、○○税理士事務所という表示もあります。「ニセ社労士にご注意ください」で注意を喚起している名称等と類似する名称で社労士自身が表示をすることには、違和感を覚えます。
他士業を参考とし名称表示の見直しが必要ではないでしょうか。

【氏　名】
明星　司（みょうじょう つかさ）
【支　部】
中　予
【年齢・血液型】
65歳　A型
【開業／勤務／その他】
開　業

① 社会保険労務士となった動機
労働行政に在任中、定年後の生活基盤のために資格を取得しました。その後再任用期間も終了しましたが、今しばらくの間、これまでの経験を生かす術と、一方では高齢者である私自身の励みになることを考慮して、登録に踏み切りました。
② 自己紹介
仕事面では、40年余り地方労働局・監督署に勤め、労働相談や事業場指導等に精励しました。
生活面では、50歳代後半からトレッキング（山歩き）を再開、最近では利尻山、甲斐駒ケ岳を歩いています。
③ 今後の抱負
労働相談を中心とした活動により、県内の企業、労働者の労働環境が一歩でも前進するように努めたいと思っています。
④ 会への意見・要望
関係法令の改正等について、実務に即したタイムリーな研修をお願いします。

【氏　名】
大谷　茂（おおたに しげる）
【支　部】
中　予
【年齢・血液型】
45歳　A型
【開業／勤務／その他】
開　業

① 社会保険労務士となった動機
経営者、従業員の皆さんが共に信頼し合い、前向きに成長し続けていこうとしている企業様を労務面でお手伝いがしたいと思い、社会保険労務士を目指しました。
② 自己紹介
現在、会社では総務系の仕事をしています。当面は社会保険労務士との複業でがんばっていきたいです。
会社の健康診断で運動不足を指摘されたので、何か体を動かすことを始めないとと思っているのですが・・・。
③ 今後の抱負
研修会の参加などを通してインプットを重ね、実践でアウトプットすることによって、お役に立てる仕事ができるように日々研鑽を積んでいきたいです。
④ 会への意見・要望
今後ともよろしくお願いいたします。

【氏　名】
新田弘直（にった ひろなお）
【支　部】
中　予
【年齢・血液型】
55歳　A型
【開業／勤務／その他】
その他

① 社会保険労務士となった動機
50歳となる2011年、東日本大震災があり、人生何が起こるかわからないとの認識を強くし、従前のままでは後悔すると思い、一念発起して勉強することにしました。
② 自己紹介
山口県柳井市出身です。松山在住通算で30年となります。家族は妻と子供２人ですが、子供は２人共既に独立し、長男は横浜、二男は明石です。19年前より生命保険募集人をしています。趣味らしいものはなく、ただ酒を飲むだけです。
③ 今後の抱負
実務経験皆無。とりあえず試験には合格しましたが、現状で使い物になりません。経験を重ねて世間様の役に立てるようになりたいものです。
④ 会への意見・要望
御指導・御鞭撻の程宜しくお願いします。

年金塾の紹介

南予支部　兵　頭　つる美

私達社会保険労務士の仕事は、社会保険関係・労働保険関係と多岐に渡っております。法律の改正が多く研鑽の日々が続いております。その中で年金につきましては、平成19年に消えた年金問題がマスコミに取り上げられ、全国の年金事務所（その当時社会保険事務所）には詰め掛けるお客さんで大変な騒ぎになっておりました。私達社会保険労務士にも顧問先の従業員等からたくさんの相談が寄せられたのではないかと思います。

その後、全国社会保険労務士会連合会が年金マスター研修を行い、その修了者の中から年金事務所の窓口で年金相談業務を行うこととなりました。今現在も各年金事務所と街角の年金相談センターその他の年金相談で多数の社労士が携わっております。

年金相談を受ける中で、さまざまな問題に直面し、どのように解決してお客さんに説明するか個々で悩んでいたところですが、有志で集まって勉強会を立ち上げようということになり、平成23年11月「年金塾」を発足いたしました。

当初は７名の女性でしたので、熟女の会などと言われておりましたが、現在は若い方にも参加していただき、12名で毎月１回（基本的に第３土曜日午前中）事務局会議室で開催しております。昨年10月からは共済一元化が実施され、その取扱いについても何度か勉強会及び情報交換会を実施しました。その途中でも、障害年金の認定基準の変更・用紙類の変更等もあり、学習の日々が続いております。

年金機構の組織の変更もあり、将来に向けて年金相談の出来る社労士をもっと増やすため、基礎知識としての内容を含んだ勉強会も必要かと懸念しております。年金に興味のある方の入会を歓迎いたします。

連絡先　FAX 089-908-5840

email　peach_blossom88@kind.ocn.ne.jp

東予支部年金研究会のご紹介

東予支部　鎌　田　　誠

当会は平成23年２月に、年金事務所に於いて一般年金相談業務を開始するにあたって、新居浜・西条地区の社労士４名が話し合って発足した自主勉強会のグループで、現在では今治地区も加えた９名にて活動しております。

当初は、老齢年金請求書の取扱いや添付書類の確認等、ごく初歩的な処から始まり、回を重ねる毎にステップアップしていき、最近では遺族・未支給年金の具体的な事案についての解釈、被用者年金一元化による制度の変更、障害年金の請求傷病と相当因果関係の解釈等、難しいテーマを扱うこともあります。これらは、主に年金事務所での相談窓口の事例を基に検証し、メンバー間での意見交換や疑問点を質問したりしながら書籍、行政文書等で確認、理解を深めるようにしています。

開催は基本的に、毎月第２土曜日に西条市の総合福祉センターの会議室にて行っております。年金は毎年、頻繁に法改正が行われており、昨年の被用者年金一元化、また平成29年には年金の受給資格期間の短縮を見込むなど制度自体が大きな変化の時期にあります。

これからも勉強すべきところは多々有ります。信頼される年金の専門家として、相談者に複雑・難解な制度の仕組みを如何に解りやすく説明するか、また適切なアドバイスをどのようにしていくのか、私たち社労士の果たす役割は大きいと思います。"継続は力なり"といいますが、当会も発足以来、一度も休会することなく継続して開催しております。初めは、まだまだ知識も経験も浅く手探りの状態だったのですが、現在では少しずつレベルアップしてきた感があるようです。これからもこの研修会を継続して知識の涵養に努めていきたいと思っています。

最後に当会では、東予地区で年金相談業務に従事希望の方がおりましたら、気軽に声をお掛けください、この勉強会を通じていろいろとフォロー・サポートしていきたいと思っています。

協会けんぽ愛媛支部と「健康経営の普及を目指した相互連携に関する覚書」を締結

平成28年8月8日、社労士会館において愛媛県社会保険労務士会と全国健康保険協会愛媛支部が「健康経営の普及を目指した相互連携に関する覚書」を締結した。

連携・協力事項

① 健康診査の受診促進に関すること
② 保険指導の活用に関すること
③ 事業所の健康づくり促進に関すること
④ 事業者検診のデータ取得促進に関すること
⑤ 健康保険委員の登録促進に関すること
⑥ その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

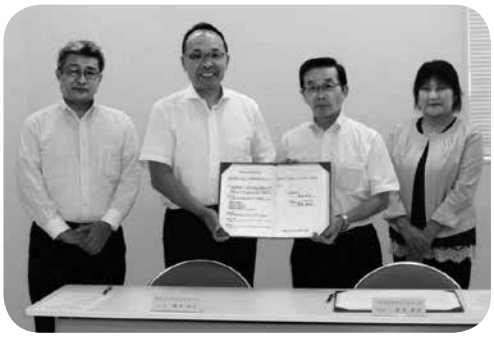

会員の皆様には、本覚書の主旨にご理解いただき、具体的な取り組み推進の際にはご協力を賜りますようお願いします。

最低賃金改正のお知らせ

● 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとしました。

● この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間 717 円**以上としなければなりません。

● 次の点についてご留意ください。

・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

□詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局　賃金室　（電話 089－935－5205）
松山労働基準監督署　（電話 089－917－5250）
新居浜労働基準監督署（電話 0897－37－0151）
今治労働基準監督署　（電話 0898－32－4560）
八幡浜労働基準監督署（電話 0894－22－1750）
宇和島労働基準監督署（電話 0895－22－4655）

第172回 社労士会親睦コンペ

平成28年9月14日(水)
道後ゴルフ倶楽部

順位	氏　名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	一宮裕美子	中予	107	39	68
2位	亀岡　千鶴	中予	117	46	71
3位	成川　献次	中予	106	33	73

※ 同ネットの場合ハンデ順

新規入会

支　部	種　別	氏　　名	入会年月日
中　予	開　業	大　谷　　茂	H28. 8. 1
南　予	開　業	浦　戸　博　明	H28. 9. 1
中　予	その他	新　田　弘　直	H28. 9. 1
中　予	勤　務	石　田　浩　也	H28. 9. 1

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お　知　ら　せ

平成28年11月２日㈬　業務研修会

11月８日㈫　必須研修会

11月18日㈮　東予支部会・研修会

平成29年２月23日㈭　倫理研修会

会員数一覧表

〈個人会員〉　平成28年９月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合　計
開　　業	73	163	26	262
法人の社員	4	15	4	23
勤　　務	9	27	5	41
そ　の　他	3	24	2	29
合　　計	89	229	37	355

〈法人会員数〉

区　分	東予支部	中予支部	南予支部	合　計
法人会員	3	7	3	13
合　　計	3	7	3	13

編　集　後　記

日に日に秋が深まり、何をするにも快適な季節になりました。

自宅前の道路は、ジョギングや散歩をする人が絶えることなく行きかっています。

ところで皆さん、“運動神経は遺伝ではない”って、ご存知でしたか？この言葉に背中を押されたのか？！聞いた翌日には某スポーツメーカーのシューズを買ってしまった私。学生時代以来の本格的シューズの購入でした（*^_^*）

すがすがしい空の下、色々な秋が発見できますように。　（W）

発行所　愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
愛媛県松山市萱町４丁目６番地３
電　話　（089）907-4864
ファクシミリ　（089）923-1133
銀行口座　伊予銀行松山駅前支店
普通預金　1941628
ＵＲＬ　http://www.ehime-sr.or.jp
E-mail　ehime4@ehime-sr.or.jp
発行人　横本恭弘
編集人　総務委員会
印刷所　松山市空港通２丁目13番30号
不二印刷株式会社